

令和6年度 諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金

空き家バンクの物件を
“購入し改修”
または
“賃借”された方
を支援します

改修費補助 最大 250万円

家賃補助 最大2万5千円/月
(最大12月分)



制度概要

諫早市内の空き家を有効活用することを目的に、「空き家バンク」に登録された物件を「購入」または「賃借」した方の改修費や家賃を補助する制度です。

補助対象物件

諫早市空き家バンクに登録された物件

* 物件の所在地によって補助金額が異なります

補助対象者

○空き家を購入し、かつ、改修し居住
又は利用を開始する方

○空き家を賃借して居住または利用を
開始する方

補助金交付の条件

- ・市県民税等及び国民健康保険料を滞納していない方
- ・空き家の所有者の3親等以内の親族でない方
- ・空き家を購入または賃借後、自ら利用する方

補助対象となる経費

- ・空き家の改修費（清掃費並びに家具等の処分及び購入経費を除く）
- ・空き家の賃借料（物件に附属する駐車場の使用料を含む）

交付申請の時期

○改修費補助 = 物件の売買契約締結日から起算して1年以内、かつ、改修の着手前まで

○家賃補助 = 最初にその月分の家賃月額的全額を支払った当該月の末日まで

(例：1月1日から入居開始し、1月分の家賃全額を支払った場合→1月末までに申請)

※前年度から引き続き家賃補助の交付を受ける方は、4月末までが申請期限。



問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館5階）
諫早市東小路町7-1 TEL：0957-22-1500
E-mail：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

諫早市空き家バンク
利用登録者支援補助金

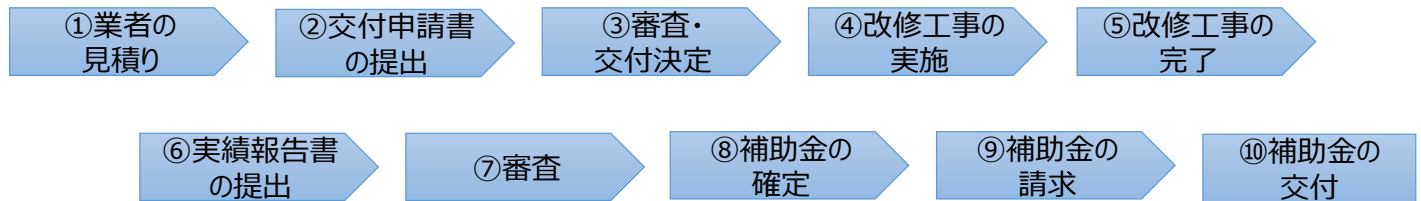


申請書類

改修費補助	☐	空き家バンク利用登録者支援補助金（登録物件改修費補助金）交付申請書【様式第1号】
	☐	登録物件の売買契約書の写し
	☐	改修に要する経費に係る見積書の写し
	☐	市県民税等の納税証明書（法人の場合は法人市民税及び固定資産税の納税証明書）
	☐	国民健康保険料の納付証明書
	☐	改修予定箇所の位置及び内容が分かる書類
	☐	改修予定箇所の現況写真
家賃補助	☐	空き家バンク利用登録者支援補助金（登録物件家賃補助金）交付申請書【様式第2号】
	☐	登録物件の賃貸借契約書の写し
	☐	市県民税等の納税証明書（法人の場合は法人市民税及び固定資産税の納税証明書）
	☐	国民健康保険料の納付証明書
	☐	居住する世帯全員分の住民票

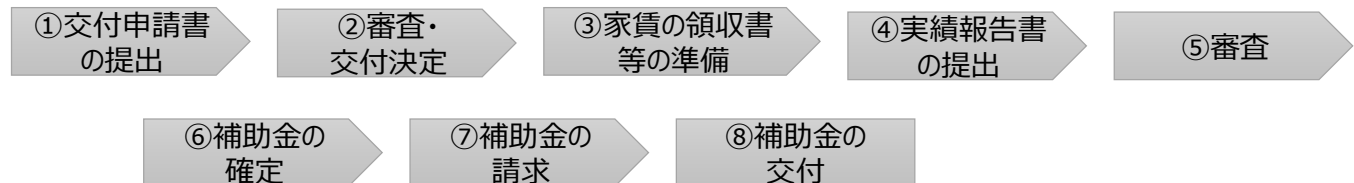
事業の流れ

<改修費補助>



※②交付申請書は必ず改修の着手前までに提出してください。交付申請以前に行う改修工事は対象となりません。
 ※⑥実績報告書は改修が完了した日から30日以内又は令和7年3月末日のいずれか早い日までに提出して下さい。

<家賃補助>



※④実績報告書は前期分は令和6年9月末まで、後期分は令和7年3月末までに提出してください。
 ※⑧補助金の交付は前期分（令和6年4月～9月）後期分（令和6年10月～令和7年3月）に分割して行います。

補助金額

対象地域	補助区分	補助対象経費	補助金額
一般地域	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額100万円
	賃借	空き家の賃借料（最大12月分）	補助率1/3以内、上限額1万円/月
指定地域 （大草・伊木力・飯盛西小学校区域）	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額200万円
	賃借	空き家の賃借料（最大12月分）	補助率1/3以内、上限額2万円/月
小長井地域	改修	空き家の改修費	補助率2/3以内、上限額250万円
	賃借	空き家の賃借料（最大12月分）	補助率1/2以内、上限額2万5千円/月